

水循環政策の動向

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

1. 水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行）

1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
4. 水循環基本計画の策定
5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長：内閣総理大臣
水循環政策副本部長：内閣官房長官及び水循環政策担当大臣
水循環政策本部員：すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整



第1回水循環政策本部会合（2014年7月18日）
で挨拶する安倍内閣総理大臣

2. 水循環基本計画（平成27年7月10日 閣議決定）

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

3. 平成28年版水循環白書（平成28年5月17日第190回国会報告）

水循環基本法第12条に基づき、政府は、毎年、国会に、水循環に関して講じた施策に関する報告を提出。平成27年度水循環施策（平成28年版水循環白書）は、以下の2部で構成。

第1部 水循環施策をめぐる動向

第1章 水循環の現状と課題

第1節 水循環とは何か

1. 地球上の水の分布
2. 水循環の動態
3. 我が国の水循環の実態
4. 人と水循環の関わり



第2節 水循環施策をめぐる現状と課題

1. 流域における総合的かつ一体的な管理
2. 健全な水循環の維持又は回復のための取組
3. 水の適切な利用及び水の恵沢の享受の確保
4. 水の利用における健全な水循環の維持
5. 国際的協調の下での水循環に関する取組

第2章 水循環基本法の制定と水循環基本計画の策定

第2部 平成27年度 水循環に関して講じた施策

第1章 流域連携の推進等

－流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み－

第2章 貯留・涵養機能の維持及び向上

第3章 水の適正かつ有効な利用の促進等

第4章 健全な水循環に関する教育の推進等

第5章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

第6章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

第7章 科学技術の振興

第8章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

第9章 水循環に関わる人材の育成

4. 水循環政策本部の取組

■ 流域マネジメントとは

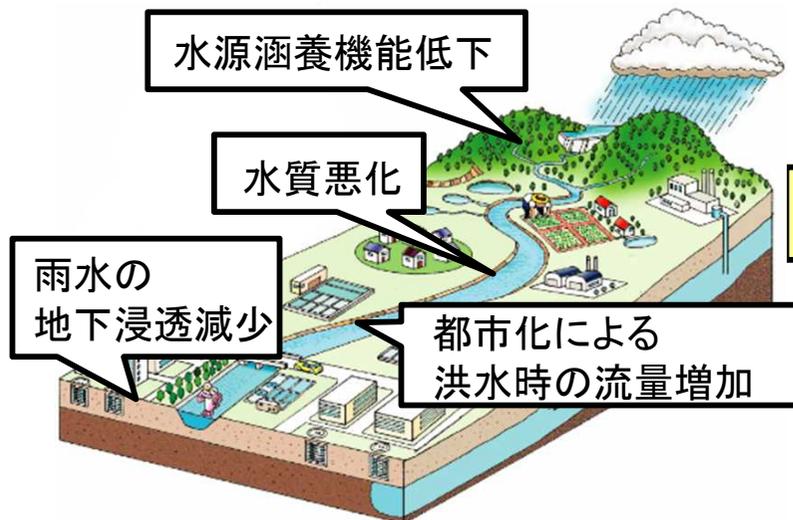
流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、

- ・ 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、
- ・ 人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ又は改善するため、
- ・ 様々な取組を通じ、
- ・ 流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民がそれぞれ連携して活動すること

と考え、本計画においてこれを「流域マネジメント」と呼ぶこととする。

(水循環基本計画 p20 抄)

水循環に関する課題の例



流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

4. 水循環政策本部の取組

■ 流域マネジメントの推進のための措置(1) ～手引き・事例集の作成～

流域水循環計画の策定を推進するため、流域ごとの目標を設定するため、「手引き」、「事例集」を作成し、ウェブサイトで公表した。(平成28年4月)



流域水循環計画策定の手引き

流域水循環協議会の設置・運営、流域水循環計画の策定・推進に関するそれぞれの基本的な考え方の解説を具体例を用いて提示

1. 流域マネジメントの基本的な考え方

1. 流域マネジメントとは
2. 対象とする地域の範囲
3. 対象とする分野
4. 取組を推進する主体と連携する関係者
5. 既存の協議会との関係
6. 流域水循環計画の内容
7. 各種政策や他の計画との関係
8. 流域水循環計画策定に当たっての住民意見の反映
9. 流域水循環計画の評価

水循環基本法、水循環基本計画での流域マネジメントの位置づけ等の解説

流域水循環協議会の設置・運営及び流域水循環計画の策定・推進に当たり必要となる検討事項についての基本的な考え方を水循環基本計画の記載内容に沿って解説

2. 流域水循環計画策定の手順と参考となる事例

- STEP1. 水循環の状況把握
- STEP2. 水循環に関する理念・将来像・基本方針の設定
- STEP3. 水循環に関する目標設定
- STEP4. 具体的対策の検討
- STEP5. 推進方策の検討

水循環の課題や将来像の共有から、計画の策定を経て、関係者が一体で取組むための、基本的な進め方について順を追って具体的事例を用いて提示

水循環に関する計画事例集

今後の流域水循環計画の策定に当たり参考となる全国各地19ヶ所の先進的な計画や取組事例を掲載

各事例を項目別に比較検討可能

4. 水循環政策本部の取組

■ 流域マネジメントの推進のための措置(2) ～計画の位置づけ～

健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国として初めてとりまとめ、平成29年1月16日に「流域水循環計画」の第一弾として**17計画**を公表した。

	提出機関	計画名		提出機関	計画名
1	福島県	うつくしま「水との共生」プラン	9	国立市	国立市水循環基本計画
2	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第1期行動計画(案)	10	秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画
3	富山県	とやま21世紀水ビジョン	11	座間市	座間市地下水保全基本計画
4	兵庫県	ひょうご水ビジョン	12	大野市	越前おおの湧水文化再生計画
5	熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画	13・14	静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部、及びしずおか水ビジョン
6	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・都城盆地硝酸性窒素削減対策実施計画(最終ステップ)	15	岡崎市	岡崎市水環境創造プラン
7	さいたま市	さいたま市水環境プラン	16	高松市	高松市水環境基本計画
8	八王子市	八王子市水循環計画	17	熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン

4. 水循環政策本部の取組

■ 流域マネジメントの推進のための措置(3) ～モデル調査の実施①～

水循環に関する課題の例

水源涵養機能低下

水質悪化

雨水の
地下浸透減少

都市化による
洪水時の流量増加

地下水位の低下

流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

流域マネジメントを推進する上での課題

○ 既往の取組みから分かった課題

- ・ 協議会の運営や計画策定のノウハウ不足
- ・ インセンティブ・予算確保が困難であり、活動の持続性・継続性

モデル調査により解決策を抽出

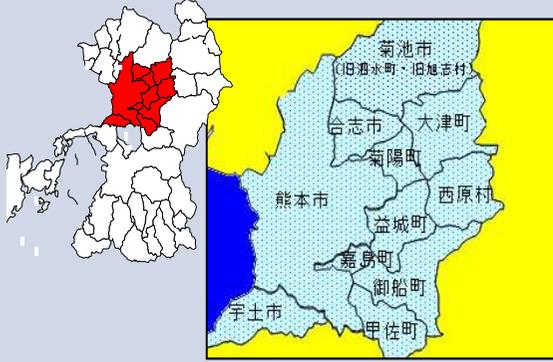
○ モデル調査の実施を通じて、成功へのヒントを抽出

- ・ 広範かつ利害が対立する関係者間の円滑な合意形成手法
- ・ 計画策定のメリット設定及び民間団体からの投資の誘導策手法

手引き・事例集等により全国的に推進

4. 水循環政策本部の取組

■ 流域マネジメントの推進のための措置(3) ～モデル調査の実施②～

地域	福島県	熊本県	岡崎市
計画名	うつくしま「水との共生」プラン	熊本地域地下水総合保全管理計画	岡崎市水環境創造プラン
団体名	福島県水環境施策関係者会議	公益財団法人 くまもと地下水財団	岡崎市水循環推進協議会
対象とする地域	福島県全域 	地下水盆を共有する熊本地域 (熊本市を含む周辺11市町村) 	矢作川水系乙川流域 (岡崎市内) 
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化による洪水被害 ・農業・農村の多面的機能の低下 ・森林の多面的機能の低下 ・水環境の変化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の流入・流出量バランス ・かん養機能の保全、強化 ・採取量の削減 ・地下水質の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・下流域では、水質汚濁、河川流量の減少、渇水、親水性の低下 ・上流域では、森林環境の悪化や保水力の低下
モデル調査の主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を3つの地方に分け、地域の特性を活かしたより具体的な計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析を通し地下水の挙動把握の精度を高め、より効果的な施策に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水量」に関する新たな施策の提案と見込まれる効果について検討